

佐賀県規則第18号

佐賀県調理師法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県調理師法施行細則（昭和34年佐賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第1号（第3条関係） 略 注 1 <u>氏名</u>については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載してください。 2 <u>この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。</u></p> <p>様式第2号（第3条関係） 略 注 1～3 略 4 <u>この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。</u></p>	<p>様式第1号（第3条関係） 略 注 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載してください。</p> <p>様式第2号（第3条関係） 略 注 1～3 略</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。